## <指定区域概要>

形質変更時要届出区域の概況	事業場跡地
調査対象物質	土壌汚染対策法に定める特定有害物質全 26 種
指定基準超過物質	鉛及びその化合物 (第2溶出量、含有量)
	砒素及びその化合物 (第2溶出量、含有量)
検出最大濃度**	鉛及びその化合物 (溶出量:0.029mg/L、含有量:290mg/kg)
	砒素及びその化合物 (溶出量:0.022mg/L)
基準値	鉛及びその化合物(溶出量:0.01mg/L、第2溶出量:0.3mg/L、含有量:
	150 mg/kg)
	砒素及びその化合物(溶出量:0.01mg/L、第2溶出量:0.3mg/L、含有
	量: 150mg/kg)
告示日	令和2年3月23日 告示第325号(指定)
人への健康影響について	到達範囲には地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると
	認められず、当該敷地は一般の者が立ち入ることができない状態で管
	理されていることから、人への健康影響のおそれはない。

<sup>※</sup> 試料採取等調査で検出された濃度の最大値を示す。なお、1区画については、試料採取等を省略したため、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物の第2溶出量基準超過及び含有量超過とみなす。

## 周辺の地図



(1/2.5 万地形図『伊丹』平成 29 年調整 平成 29 年国土地理院発行)





